

## 山陰自動車道の整備等を求める意見書

本年 11 月 16 日、国が鳥取県に対し説明したところによると、鳥取県下の平成 22 年度直轄道路事業費は、本年度を 4～5 割下回る見通しであり、このままでは、山陰自動車道の整備は、大幅におくれることとなる。

さらに、鳥取豊岡宮津自動車道の整備を初め、住民生活に欠かせない生活道路の整備・補修、老朽化した橋梁等の修繕、交通事故が懸念される通学路の改良等、安全・安心を確保するため地方が行う道路整備に対する支援についても、同様に大きく減額される見通しとなっている。

言うまでもなく、高速道路ネットワークは、地域経済の基盤であり、産業振興や観光振興にとっても、非常に重要な役割を果たすものである。高速道路ネットワークへの接続の有無が、地域間格差にあらわれていると言っても過言ではない。鳥取県を東西に結ぶ幹線道路は、広域交通と生活交通の混在する国道 9 号のみに頼らざるを得ない現状であり、災害等の発生時における救急・救助活動や人員・物資等の緊急輸送の面においても非常に脆弱である。このことから、「生命を守る道路」として、国道 9 号のバイパス機能を持つ山陰自動車道の早期整備は、地域住民にとって長年の悲願である。

また、このたび世界ジオパーク候補地に認定された山陰海岸ジオパークを構成する地域を結ぶ鳥取豊岡宮津自動車道は、今後、当該地域の連携による活性化に大いに資するものであり、地域活力基盤創造交付金制度は、緊急かつ柔軟な地域のニーズに即した道路整備を行うため、今後も維持することが不可欠である。

しかしながら、このたびの政府方針は、高速道路ネットワークの整備がおこなわれている地域や財政基盤の脆弱な地域に対し、地域間格差の一層の拡大をもたらすものであり、鳥取市民を代表する者として、到底容認できるものではない。

よって、政府は、国の責任として、高速道路整備がおこなわれている地域における高速道路の早期開通、地方が必要とする生活道路整備への支援を着実に行われるよう、下記の事項について強く要請する。

### 記

- 1 高規格幹線道路「山陰自動車道」を平成 20 年代に開通させること。
- 2 地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」の整備を促進すること。
- 3 地域活力基盤創造交付金制度を堅持し、道路整備のおこなわれている地方に重点配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 4 日

鳥取市議会議長 中 島 規 夫

内閣総理大臣  
総務大臣 様  
国土交通大臣